

山形県 被災建築物

第17号

平成27年3月6日

応急危険度判定

〇Q通信

目次

◎阪神・淡路大震災から20年を経て、被災建築物応急危険度判定制度の今	大阪府・・・1
○訓練コーナー 南海トラフ巨大地震を想定した応急危険度判定全国連絡訓練の実施	静岡県・・・3
○地震コーナー 長野県北部を震源とする地震における被災建築物応急危険度判定	・・・5
○トピックス 応急危険度判定と宅地危険度判定の連携について	神奈川県・・・6
○ 地元建築関係団体と地方公共団体の連携による相談窓口の設置について	国土交通省・・・7

◎阪神・淡路大震災から20年を経て、被災建築物応急危険度判定制度の今

大阪府住宅まちづくり部建築防災課

1. 阪神・淡路大震災について

1995年（平成7年）1月17日午前5時46分に発生した地震は、震度7、地震の規模を示すマグニチュード7.3を記録し、※1死者6,434人、全壊住家数約105,000戸という甚大な被害をもたらしました。気象庁が震度7を制定して以来、初めて震度7を適用した地震であり、日本史上最初の都市直下型地震とされています。

その社会的影響も大きく、同年10月27日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、現在に至るまで、所管行政庁が指導や助言を行うことにより、耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進することとしてきました。

また、国内では初めて本格的な被災建築物応急危険度判定を実施し、被災公共団体の要請を受け、全国的な支援として、当時の建設省並びに住宅・都市整備公団や他の公共団等の建築技術者延べ5千人により、2月初旬までに約4万6千棟の判定が行われました。



▼神戸市HP 阪神・淡路大震災「1.17の記録」より

2. 被災建築物応急危険度判定制度の歩み

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに落下物の危険性等を判定し、二次的災害を防止することを目的としています。

阪神・淡路大震災における判定活動の成果と教訓を踏まえ、応急危険度判定の実施方法等の標準化や都道府県の相互支援体制を確立し、迅速かつ的確な応急危険度判定の実施が出来るよう、1996年（平成8年）4月全国被災建築物応急危険度判定協議会を設立し、体制整備に邁進して参りました。

各都道府県が主体となって判定士養成を進め、平成25年3月末時点での日本全国の応急危険度判定士は104,190名に上ります。平時は、本協議会において全国的な連絡訓練を年1回実施することで制度の熟達に努め、地震発生時には、阪神・淡路大震災の1回目から数えて計19回にわたって被災建築物応急危険度判定活動を実施して参りました。東日本大震災発生時には、^{※2}10都県において延べ8,541人により95,381棟の判定を行い、かつてない規模で判定活動が実施され、改めて応急危険度判定制度の必要性が広く確認されたことは記憶に新しいのではないのでしょうか。

また本協議会では、上記訓練の中心となる訓練ワーキングの他に、運用ワーキングと広報ワーキングを組織しており、それぞれ現制度及びマニュアルの運用上の課題解決と応急危険度判定制度の周知広報について取り組んでいます。

3. 近畿ブロックにおける取組み

全国被災建築物応急危険度判定協議会と時を同じくして、1996年（平成8年）8月に近畿被災建築物応急危険度判定協議会を設立しました。府県等相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を図ることを目的としており、近畿2府7県と政令都市で構成され、オブザーバーとして5団体が参画しています。

近畿2府7県の判定士登録数は約13,800名となっており、直近では昨年平成25年4月13日に発生した淡路島付近を震源とする地震において、応急危険度判定が実施されました。

毎年、会員間での連絡訓練の実施や、幹事会や総会を設けて各府県における判定体制整備への取組みを研究・共有するなどの活動を行っています。また、毎年秋頃に開催している研修会では、近畿圏だけでなく、北は北海道から南は沖縄県まで、都道府県・市町村を問わず、例年100名近くの行政職員にご参加いただき、実際の判定

活動の際に判定士を指揮する役割を担う行政職員の知識習熟を図っています。

研修会は2日間にわたって開催しており、座学とシミュレーション演習を通して、実施本部や支援本部の実際業務を模擬体験することで、地震に対する備えの重要性を実感し、参加者自身の所属の課題抽出へ目を向けるきっかけとなっています。近年では、東日本大震災で被災した地方公共団体で、実際に応急危険度判定業務に携わった職員を招いた講演も開き、多数の参加者より支持を得ております。都道府県・市町村を問わず全国から、応急危険度判定に関わりのある職員が集まる場として非常に貴重であり、意見交換の絶好の機会ともなっています。



4. 大阪府内における取組み

大阪府においても、阪神・淡路大震災を契機として、公共・民間の団体が連携して、既存建築物等の耐震性の向上及び、被災建築物等の応急危険度判定の体制整備を図るために、1999年（平成10年）6月大阪建築物震災対策推進協議会を設立しました。

この協議会が主催となって、応急危険度判定士養成講習会を年5回開催し、平成25年3月末時点で4,886名の方に判定士登録いただいています。また、民間の建築団体及び府内市町村と連携して、連絡訓練や公営住宅を用いた応急危険度判定実地訓練を実施することで、制度の熟達や判定士の技能向上を図っています。その他、「判定コーディネーター等養成講習会」を開催しており、府内市町村の職員はもとより、近隣府県の市町村職員にも参加いただき、判定コーディネーター登録数は平成25年3月末現在で395名となりました。

また、実施本部となる大阪市では独自の取組みとして、市民の安心感を高めるために、民間の建築団体との間で、相談員の派遣協力に関する災害時協定を締結し、応急危険度判定活動実施の際に、判定拠点に相談窓口を開設して被災建築物に関する相談に対応することとしています。堺市では、調査区域図及び集計システムの開発を行い、スムーズかつ確かな判定活動の実現に勤めています。

5. 被災建築物応急危険度判定制度の高まる必要性

応急危険度判定士はボランティアです。しかし、誰でも登録できるわけではなく、建築関係の有資格者で、講習会を受講する必要があります。専門的な知識と心構えのある方が自由意志のもと、登録してくださっている制度です。実際の判定現場では、制度の周知が徹底されているとは言えず、苦情や問い合わせが多いのが現状です。り災証明との違いの周知徹底や、判定後の居住者に対するフォローアップ体制の整備など、課題はあるものの、

「安全性の確認をしてもらって安心した」という住民からの感謝の声も決して少なくはありません。

東海・東南海・南海地震の発生確率は、60%とも70%とも言われています。今後益々応急危険度判定制度の必要性と有用性の認識が高まってゆくことが予想されます。行政として、制度を支える体制整備を迅速かつ実践的に整えるべく、日々身の引き締まる思いで取り組んでまいりたいと考えております。

※1 消防庁：阪神・淡路大震災について

(確定報、平成18年5月19日)

※2 全国被災建築物応急危険度判定協議会HP

(平成23年8月1日時点)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/oqindex31.html>

訓練コーナー

○南海トラフ巨大地震を想定した応急危険度判定全国連絡訓練の実施

静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 建築耐震班長 稲垣 勝美

被災建築物応急危険度判定は、地震による建物の倒壊の危険性等を出来るだけ速やかに判定し、復旧までの間の使用にあたっての危険性を、所有者及び付近住民へ情報提供することにより、その後の余震による二次的災害を防止するものです。

日本では、阪神・淡路大震災において、初めて応急危険度判定活動が実施され、以降、判定体制の全国的な整備が進められ、平成8年には全国を統括する組織として、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」）が設立され、現在、全国を6つのブロックに分けて組織化しています。

応急危険度判定は、地震が発生すると被災した県又は市町村が判定活動の実施を決定し、実施体制を組みますが、県内で必要な判定士数がそろわない場合には、県外に応援を要請することとなり、被災県は、全国協議会の所属するブロックの幹事県へ連絡し、判定士の応援を依頼することとなっています。

全国協議会では、地震発生後の速やかな判定活動の実施

に向けて、全国的な連携を強化するため、毎年、全国連絡訓練を実施しており、今年度は、南海トラフ巨大地震の発生により多くの府県で被災し、建物が倒壊することを想定した訓練を8月27日に実施しました。



【写真1】 市町からの応援要請の集計状況

今回の訓練では、国土交通省（本省、地方整備局）、全都道府県、事務局である（一財）日本建築防災協会、その他

関係団体が参加して訓練が実施され、静岡県では、県、34市町及び1,153名の民間の応急危険度判定士が参加して訓練が行われました。

なお、大規模地震の発生が想定されている静岡県では、毎年、市町や民間判定士との連絡訓練を実施しており、訓練では、市町から報告を受けた応援要請や被災状況等を、ホワイトボードや地図上に記載（【写真1】及び【写真2】参照）することで、担当職員内での情報の共有を図っています。



【写真2】 各市町の判定士の応援・支援の集計結果
被災状況や道路等の交通状況の図示

今回の訓練では、初めて多くの府県が被災することを想定して実施したことから、大規模地震における判定士の広域応援及び支援体制等において、多くの課題があることが判明しました。

判明した課題を検証し、実際の大規模地震において、迅速かつ確かな対応が出来るよう今後活かしていくことが重要なことから、名古屋大学減災連携研究センターが開設した「減災館」にて、福和名古屋大学減災連携研究センター長による南海トラフ巨大地震対策についての講話を聴講（【写真3】参照）した後に、全国協議会の訓練部会員による反省会（【写真4】参照）を行いました。

「今回の訓練で明らかとなった課題等」

課題1 国土交通省の位置付けや役割分担について

大規模地震が発生した場合、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、全国的な調整役として国の役割が大変重要となると想定されます。

応急危険度判定では、「被災建築物応急危険度判定要綱」第6で、大規模地震の場合、国土交通省は支援調整本部を

設置と記載されていますが、国土交通省の支援調整本部とブロックの幹事県との役割分担が不明確で、また、地方整備局の役割分担については、ほとんど規定されていない状況にあります。

反省会では、広域災害においては、調整の役割をブロックの幹事県に代わって地方整備局が行うこととしたほうが良いとの意見が多く上がりましたが、応急危険度判定における広域支援は、全国知事会の協定に基づき実施（ブロック分けも同様）しており、こちらを整理した上で、広域支援において、どのような役割分担を国土交通省及び地方整備局に求めるかを検討していくことが必要と考えます。



【写真3】 福和名古屋大学減災連携研センター長の講話

課題2 大規模地震における判定活動及び広域支援の実施について

想定される大規模地震では建物被害が大きく、建物の危険性等を速やかに判定するためには、多くの判定士が必要となります。現在、全国に約10万人の判定士が登録されており、今回、全体の2割が活動可能として訓練を行いました。大規模地震において判定士の参集は、当人や家族、近所等の被害や仕事の関係など不確定要素が多く、地震発災直後に2割の参集は不可能と想定されます。

また、今回の訓練では、静岡県で3,500人以上の判定士が不足するとして応援要請を行いました。1つの県が、何千人もの判定士の応援を要請し、受入れることは現実的には不可能です。特に、南海トラフ巨大地震のような広域災害では、速やかな復旧に向けて、マンパワーが不足することは明らかであり、応急危険度判定が被災した全ての地域において実施されることは不可能であると想定されます。

大規模地震において、広域支援が、また、応急危険度判

定活動自体が可能なのかどうか、現状を踏まえて検討しておく必要があると考えます。

課題3 大規模地震における広域支援マニュアルの整備について

現在の判定マニュアルは、「周辺都道府県からの応援が必要な地震が1都道府県で発生し、周辺都道府県ブロック内で広域支援する」ことを前提としており、南海トラフ巨大地震のような広範囲の被災を想定したものではありません。

反省会では、広域災害に対応したマニュアルが必要との意見も多くありましたが、国の位置付けや役割分担、大規模地震における判定活動及び広域支援の実施等の問題を整理しなければ、作成しても、実際には使えないものとなることから、これらの課題を整理した後に、作成について検討していくことが必要と考えます。

その他、東日本大震災では、発災から1ヶ月後に大きな余震が発生したため、2ヶ月以上判定活動が行われましたが、判定活動の目的は、余震等による二次災害の防止で、震後、速やかに倒壊の危険性を周知することであることから、活動期間は最長でも1ヶ月とするなど、余震等における再判定の実施について検討が必要と考えます。また、津波被災の場合や液状化による被害の判定の実施についても、今後どのようにするか検討が必要と考えます。

今回、多くの課題が判明した反面、多くの府県において、応援要請や支援に係るシナリオ等を作成したことにより、広域応援のルート等が再認識されたことは大きな成果で

あったと考えます。また、本県が所属する中部ブロックでは、各担当者が集まって事前調整を行いました。お互い顔見知りとなれたことは、実際の地震発生の際の円滑な連絡につながるものと感じられ、大変有益であったと考えます。

来年度以降も継続して訓練を実施していくとともに、今回明らかになった課題をひとつひとつ検討し、解決していくことが、大規模地震が発生した際に、応急危険度判定に係る広域支援が迅速かつ円滑に行われることになり、1人でも多くの被害者の減少につながるものと考えますので、今後とも御協力をお願いいたします。



【写真4】 全国協議会訓練部会での反省会

地震コーナー

○長野県北部を震源とする地震における被災建築物応急危険度判定

1. 地震の概要（気象庁情報）

発生日時：平成26年11月22日(土)

22時08分頃

○震源地：長野県北部

(北緯36度41.5分、東経137度53.4分)

○震源の深さ及び規模：震源の深さ約5km

地震の規模（マグニチュード）

は6.7

○各地の震度（震度5弱以上）

震度6弱 長野県 長野市戸隠(*)、長野市鬼無(*)、小谷村中小谷(*)、小川村高府(*)

震度5強 長野県 長野市箱清水、長野市豊野町豊野(*)、長野市中条(*)、白馬村北城(*)、信濃町柏原東裏(*)

震度5弱 長野県 長野市信州新町(*)、長野市大岡(*)、中野市豊津(*)、大田市八坂(*)

(*)は気象庁以外の震度観測点

2. 被災建築物応急危険度判定の実施状況

(平成26年11月23日～11月27日)

○大田市、白馬村、小谷村、小川村において、被災建築物
応急危険度判定を11月23日から11月27日まで
の5日間実施

○県内判定士で判定

行政名		危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	計	延べ班	延べ 人員
長野県	大田市	5	34	39	78	43班	121名
	白馬村	70	70	83	223		
	小谷村	58	128	82	268		
	小川村	11	9	13	33	5班	10名
合計		144	241	217	602	48班	131名



トピックス

○応急危険度判定と宅地危険度判定の連携について

神奈川県県土整備局建築安全課

地震による被災建築物の応急危険度判定は、阪神・淡路大震災で実施されて以来、活動規模は様々であるが、大規模な地震の発生の都度実施されてきている。

一方、宅地危険度判定は、阪神・淡路大震災以降に制度化され、判定基準や体制整備が進められ、平成12年10月に発生した鳥取県西部地震で実施され、その後、大規模地震による被災状況に応じて、実施されるようになってきている。

東日本大震災の被災地においても、応急危険度判定と被災宅地判定の両方が実施され、その結果、様々な問題点や

課題が指摘されており、判定実施による住民等の混乱防止と両制度の連携の必要性が求められている。

そこで、これまで実施された判定活動における状況等を踏まえ、今後の両制度の連携を考える上での課題・検討事項を整理してみた。

1. 課題

連携を検討するに当たって、これまで実施された判定活動において表面化した主な課題は、大きく分けて、次の2つがあると考えられる。

(1) 判定対象等が異なることによる判定実施体制のあり方。

(2) 罹災証明、被災度区分判定等との制度の違いや調査結果等を住民に説明する際の混乱防止。

○両制度の比較

比較項目	応急危険度判定	宅地危険度判定
判定対象	(個々の) 建築物 地震による被災のみ	(造成地一帯の) 宅地 地震及び降雨による被災
判定士	建築技術者 民間建築士等が主体	土木技術者 行政職員が主体
判定基準	建築物の倒壊・落下物等の危険性	宅地・擁壁の崩壊等の危険性
判定時期	地震発生後1～2日後から実施し、 10～14日間程度	応急危険度判定の結果等を考慮して実施し、 10～14日間程度
判定体制	1チーム2名	1チーム3～4名
行政所管部局	国：住宅局 地方：建築行政部局	国：都市局 地方：開発行政部局

2. 課題に対する検討事項の抽出

前記の課題に対しては、応急危険度判定と宅地危険度判定の連携や住民への周知などに関して、次のような事項を検討すべきと考える。

- ① 制度・資格の統一化の可能性
- ② 判定対象・範囲の明確化
- ③ 判定結果情報の共有化
- ④ 判定士の混成チームによる判定活動の可能性
- ⑤ 住民等の混乱を防止するための判定ステッカー等の工夫
- ⑥ 震前対策としての各制度の周知方法
- ⑦ 広域支援のための全国的な制度の統一化

3. 両制度の連携に向けた今後の検討の必要性

過去には、住民の混乱を防止するために、応急危険度判

定と罹災証明の調査の連携について検討した経緯があるが、結果的には、応急危険度判定結果を罹災証明の調査の際に参考とする程度の連携に留まっており、現時点では、それ以上の連携は難しい状況である。

応急危険度判定と宅地危険度判定は、制度立ち上げの経緯が異なること、国交省や地方自治体の所管部局の違いや実施体制のばらつき、それぞれの判定結果が及ぼす影響など、連携に向けての検討に当たっては、考慮すべきことが多い。

しかし、そのような状況においても、大規模地震の発生が懸念されているなかで、被災による危険性を周知し、人的二次被害を未然に防ぐという両制度の目的を実現するために、早急に検討を進め、効率的かつ実効性のある実施体制を構築していくことが必要である。

○地元建築関係団体と地方公共団体の連携による相談窓口の設置について

～平成26年8月に発生した広島土砂災害における対応～

国土交通省 建築物防災対策室

平成26年8月19日からの豪雨により、広島市においては甚大な土砂災害が発生しました。住宅の被害は4700件以上にのぼり、多くの住民の方々が今後の生活に不安を感じておられました。そこで、広島県・広島市・建築関係団体が連携して、被害の大きかった安佐南区、安佐北区役所に無料

相談窓口を設置しました。

地元建築士と広島市職員の2名体制での相談対応では、住宅の補修の必要性や方法についての専門家によるアドバイスと、生活再建に係る支援制度の内容などについての相談を同時に受けることができました。また、専門家チームによる早い段

階での現地調査は地元の方々の大きな安心につながりました。地方公共団体の多くの職員が災害対応に追われる中、地元建築士の方々に積極的にご協力いただけたことは、住民の方々の不安の早期解消につながりました。

今後も、災害の発生時には、地元の建築関係団体の方々と早急に連携をとり、相談対応等に当たることができるような関係作りが重要だと感じております。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

〔相談実績〕

開設期間：平成26年8月26日から10月20日
(約2ヶ月間)

相談件数：窓口相談約230件、現地調査約70件

主な相談内容：建物や宅地の安全性、建物や擁壁の補修方法
補修等に関する支援制度、がれきの撤去、浸水被害の後処理

協力団体：11建築関係団体（広島県建築士会、広島県建築士事務所協会、広島県建築センター協会等）から会員の建築士を派遣いただきました。

【OQ通信第17号の編集にあたって】

▼「備えていたことしか役には立たなかった…」を教訓に地震対策に取り組みましょう。「備えあれば憂いなし」

(主査：神奈川県建築安全課 田口 浩)

▼OQ通信で共有した判定活動の経験が、被災した方に活動の主旨などを分かりやすく伝える参考になればと思います。

(委員：宮城県土木部建築宅地課 大平啓太)

▼編集を通じ、多くのことを学びました。今後も地震に備え、応急の広報活動や訓練等に励みたいと思います。

(委員：新潟県土木部都市局建築住宅課 神田 結衣)

▼地震対策のひとつである被災建築物応急危険度判定という相互支援体制の推進にこれからも御協力をお願いします。

(委員：三重県土木整備部建築開発課 高須賀弘平)

▼今後も地震への備えとして、応急危険度判定士の養成や判定体制整備等の重要課題の取組を推進していきたいと思いません。

(委員：山口県土木建築部建築指導課 足立圭太郎)

▼多くの震災で判定実績がありますが、知名度を上げ判定士

の皆さんが活動しやすい環境を整えて行きたいと考えます。行きたいと考えます。

(委員：香川県土木部建築指導課 野村 洋晃)

▼このOQ通信が、応急危険度判定の現場での経験・課題等を紹介することで、本制度がよりよくなるための一助になればと思います。

(委員：佐賀県土木づくり本部建築住宅課 武富 博孝)

▼「今後想定される大規模地震に備え、費用支弁も含めた応急危険度判定の体制整備や広報活動に引き続き協力していきたいと思います。」

(委員：公益社団法人日本建築士会連合会 木村 行道)

▼都道府県の皆様と活発に意見交換できた充実の1年でした。お世話になってばかりですが今後ともよろしくお願い致します。

(委員：国土交通省住宅局建築物防災対策室 本橋真也子)

▼応急危険度判定の周知、広報について更なる推進の必要性を感じております。

(事務局：(一財)日本建築防災協会企画部 幸坂 健治)

問い合わせ先：山形県土木整備部建築住宅課 建築物耐震化担当

TEL 023-630-2640 FAX 023-630-2639

発行：山形県・全国被災建築物応急危険度判定協議会